

連携中枢都市圏の形成へ向けた取組について

平成 27 年 6 月 2 日
市 長 公 室

1 本年度の取組概要及びスケジュール

昨年度策定した「盛岡広域圏経済戦略」（以下「経済戦略」という。）等を基に、連携する事業の内容を具体化することを中心に、連携中枢都市圏形成に向けた取組を進めるものとする。盛岡市が現在想定している流れは、次のとおりである。

(1) 連携中枢都市圏ビジョン懇談会の設置

連携中枢都市圏ビジョンの内容について協議するため、連携中枢都市圏ビジョン懇談会（以下「ビジョン懇談会」という。）を本年 7 月に設置する。

(2) 連携中枢都市宣言の実施

盛岡市において案を作成し、盛岡広域首長懇談会（以下「首長懇談会」という。）の了承を得て本年 10 月頃に宣言を行う。

(3) 連携協約の締結

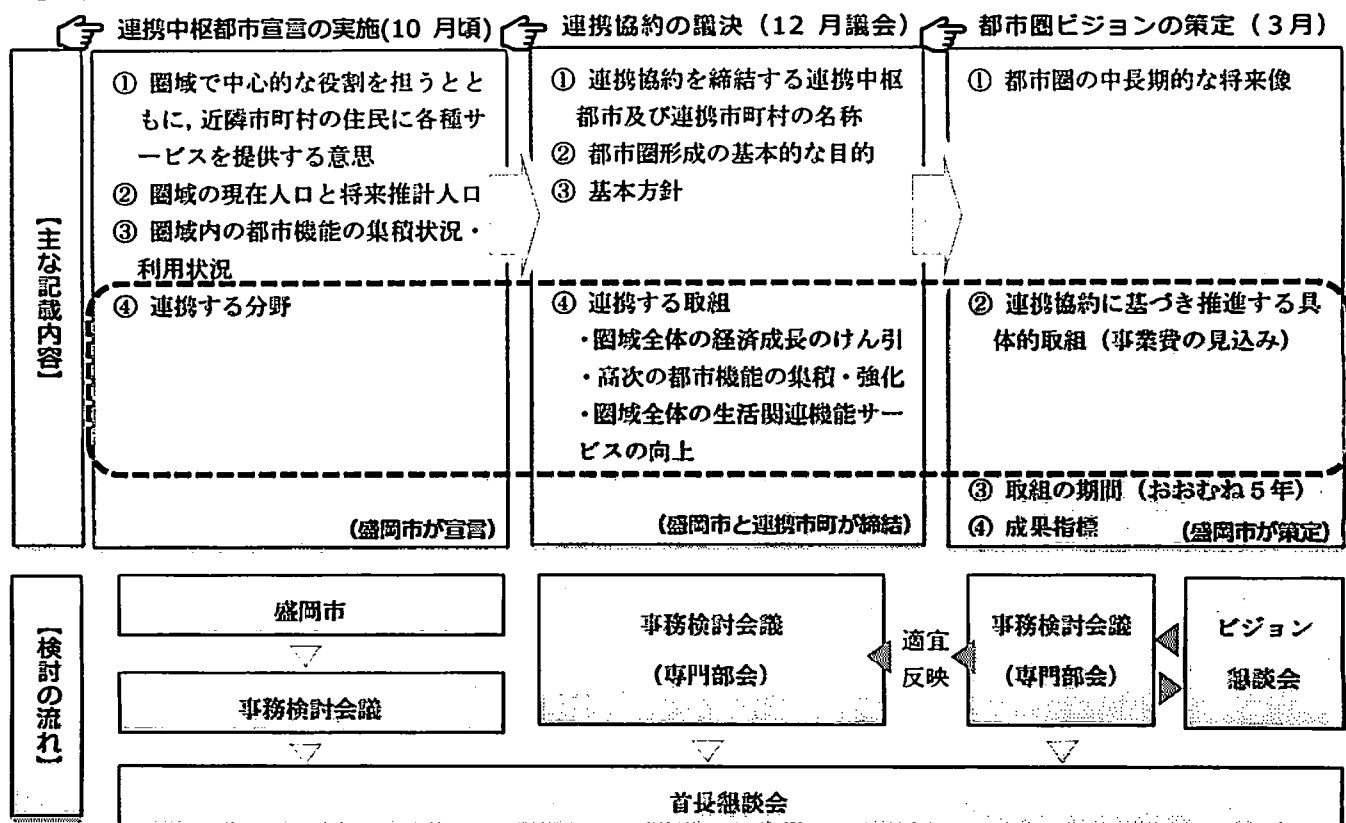
本年 2 月の首長懇談会で提示した作成例を基に、盛岡広域首長懇談会事務検討会議（以下「事務検討会議」という。）において案を作成する。作成に当たっては、連携する事業の具体化のため、ビジョン懇談会における検討状況及び盛岡広域首長懇談会専門部会における取組状況を適宜反映させる。

首長懇談会における案の了承を得て各市町の 12 月議会に連携協約の締結に係る議案を提出し、議決を経て協定を締結する。

(4) 連携中枢都市圏ビジョンの策定

本年 2 月の首長懇談会で提示した作成例、経済戦略等を基に、ビジョン懇談会と事務検討会議の連携の下に案を作成の上、首長懇談会の了承を得て平成 28 年 3 月に策定する。

【手続の流れのイメージ図】



2 総務省「新たな広域連携促進事業」への応募について

本年4月10日付けで総務省が標記事業について募集しており、盛岡市及び滝沢市では、5月11日までに応募した。その内容は、次のとおりである。

(1) 事業概要

ア 募集対象事業

(7) 連携中枢都市圏形成に向けた取組

- a 連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組
- b 既に連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市等における取組【本年度新規】
- c 連携中枢都市の近隣市町村における取組【本年度新規】

(イ) 都道府県と市町村との連携に向けた取組

(ロ) 三大都市圏における水平的、相互補完的、総務的な役割分担の取組

イ 委託対象経費

(7) 連携に向けた準備に要するソフト経費(関係者による協議に係る会議等の運営経費、調査経費等)

(イ) 連携協約に規定予定の取組を試行的に一部実施するために要する経費

ウ 今後のスケジュール

(7) 選定・公表: 5月中

(イ) 契約締結: 6月以降

- (ウ) 委託事業の終期：平成 28 年 2 月末
- (2) 盛岡市において応募した事業内容
 - 広域市町において連携する取組の具体化に向けた検討に資する内容とし、次のとおり応募した。
 - ア (仮称) 盛岡広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会の運営
 - 都市圏ビジョンの策定へ向けて、民間や地域の有識者を構成員とする標記懇談会を設置し、4 回程度会議を開催する。
 - イ 盛岡広域圏における都市機能の集積状況等に関する調査
 - 地理情報システム (GIS) を活用し、盛岡広域圏における人口や交通の状況のデータに基づいて、公共施設の相互利用等、より都市機能を利用しやすい環境づくりに向けた調査を行う。
 - (ア) 人口の現状及び将来予測を踏まえた都市機能の需要に関する分析
 - (イ) 公共・交通網との接続状況など都市機能の利便性に関する分析 等
 - ウ 盛岡広域圏におけるエネルギー地産地消システム構築に向けた調査
 - 昨年度に策定した経済戦略において戦略産業の一つとされた「再生可能エネルギー関連産業」について、具体的な活用方策等の検討を中心に、圏域内のエネルギー地産地消システム構築の可能性を調査する。
 - (ア) 圏域内のエネルギー需給の現状 (再生可能エネルギー発電量及び供給量, エネルギー需要量, 将来予測等)
 - (イ) エネルギー地産地消に向けた事業スキームの検討 (事業手法, 事業規模, 実現に向けた課題等)
- (3) 滝沢市において応募した事業内容
 - ア 滝沢市公共交通実態調査
 - 連携中枢都市圏としての取組を実施するに当たり、大学等の研究機関が立地し ICT 関連企業が立地するなど圏域内の研究学園都市としての機能をより高めるため、通勤・通学者の利便性向上等に資する公共交通政策の検討に向けた調査を行う。
 - (ア) 滝沢市民に対する利用交通手段等の実態に関するアンケート調査
 - (イ) 盛岡市及び滝沢市への通勤・通学者等に対するアンケート調査
 - (ウ) 調査結果の分析等

3 (仮称) 盛岡広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会について

標記懇談会については、連携中枢都市圏構想推進要綱第 6 において設置が求められており、盛岡市では本年 7 月に設置する予定である。その概要は、次のとおりである。

(1) 目的

連携中枢都市圏ビジョンの策定 (又は変更) に当たって、民間や地域の関係者を構成員としてその内容について検討を行うものである。

(2) 委員数

限られた時間の中で各委員から発言いただき議論を行えるよう、15名程度とする。

(3) 委員の構成

ア 広域各市町からの推薦

連携中枢都市圏ビジョンの策定主体は、盛岡市となるが、記載される内容は、連携中枢都市圏全体を対象とするものとなることから、盛岡市以外の各市町から、盛岡広域圏での連携した取組が望ましいと考えられる政策分野に対して知見を有する者を1名推薦いただく。

イ 学識経験者等

連携協約に規定する3つの分野（圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上）について知見を有する者とし、分野毎に2～3名とする。

(4) 選考方法

ア 広域各市町からの推薦

6月下旬を目途に推薦いただき、盛岡市が取りまとめる。（後日盛岡市から各市町あてに推薦を依頼する。）

イ 学識経験者等

学識経験者として推薦したい適任者の有無等について各市町に照会の上、6月下旬を目途に盛岡市が候補者を定める。各市町の下承を得たうえで盛岡市から各候補者へ就任を打診する。

(5) 任期

当面、（仮称）盛岡広域連携中枢都市圏ビジョンが策定される日までとする。

連携中枢都市圏の形成後、ビジョン懇談会のあり方について改めて協議する。

(6) 第1回（仮称）盛岡広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催について

標記について、次のとおり開催することを想定している。

ア 時期

平成27年7月中旬

イ 内容

(ア) これまでの経過と今後の予定について

(イ) 連携中枢都市圏ビジョンへ盛り込むことが想定される事業について

(ウ) その他

ウ 資料調製に係る各市町への照会について

(2)イに係る資料調製のため、現時点で連携中枢都市圏ビジョンへ盛り込むことを想定する事業について、後日、盛岡市から各市町へ照会する予定としている。

〔参考〕スケジュール案

時期	連携中枢都市圏に係る取組				【参考】地方版総合戦略 (上乗せ交付金を申請する場合のスケジュールの例)
	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	モデル事業	
平成27年5月	案検	案検	案検	申請 ↓ 採否決定	内容検討
6月				懇談会 委員選考	人口ビジョン 策定
7月				第1回懇談会	
8月				第2回懇談会 検討経過を反映	先行型に係る上乗せ交付金(タイプⅡ)の申請期限(8/14)
9月				第3回懇談会	
10月	連携中枢都市宣言			中間報告	地方版総合戦略策定
11月		議案提出	都市圏ビジョン(案)を議会に提示		
12月		議決			
平成28年1月		連携協約締結	都市圏ビジョン パブコメ	調査結果報告	
2月			第4回懇談会		
3月			都市圏ビジョン策定		

※ 事務検討会議は、必要に応じ適宜開催する。また、専門部会における取組の状況を把握し、必要に応じ都市圏ビジョンに盛り込む取組内容について検討を求める等、連携を図ることとする。

平成 27 年 5 月 11 日

総務省自治行政局市町村課長 殿

盛岡市長 谷 藤 裕 明

新たな広域連携促進事業の募集に係る提案書の提出について

新たな広域連携促進事業の募集に係る提案について、別添のとおり提出します。

1 今回提案する事業について

(1) 事業の目的及び内容について

<p>目的</p>	<p>盛岡市，八幡平市，滝沢市，雫石町，葛巻町，岩手町，紫波町及び矢巾町の8つの市町で形成される盛岡広域圏では，昨年度，「新たな広域連携モデル構築事業」を受託し「盛岡広域圏経済戦略（以下「経済戦略」という。）」を策定するなど，連携中枢都市圏形成に向けた取組を進めてきたところである。</p> <p>本年度は，昨年度までの取組の成果をもとに，本年度中の連携中枢都市圏形成を目指し，各市町で連携して取り組む事業の具体化に向けた取組を進める。連携する事業が極力広範囲かつ実効性の高いものとなるよう，既存の広域連携組織である盛岡広域首長懇談会や新設する「（仮称）盛岡広域都市圏ビジョン懇談会（以下「ビジョン懇談会」という。）」において検討を深め，盛岡広域圏が，連携中枢都市圏形成の趣旨である「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する」ことができるよう，その取組内容及び実施体制を整えることを目的とする。</p> <p>この目的が達成されることによって，盛岡広域圏が経済成長のけん引，高次の都市機能の集積・強化，生活関連機能サービスの向上という，連携中枢都市圏における三つの役割を果たす上での実効性を担保するとともに，平成20年度から続けてきた広域連携の取組をさらに充実・発展させ，盛岡広域圏全体の社会経済の活力を維持し，住民にとって真に暮らしやすい地域の形成に寄与するものである。</p>
<p>事業内容</p>	<p>ア 連携中枢都市圏の形成に向けた地域全体での協議・懇談の実施 (ア) 盛岡広域首長懇談会における協議の実施</p> <p>盛岡広域圏では従来から広域連携の取組を進めており，平成20年度からは盛岡広域首長懇談会を設立するなど連携組織の体系化に努めてきた。連携中枢都市圏形成の手続きについても，盛岡広域首長懇談会における構成各市町の合意形成を踏まえながら進めてきたところであり，本年度もこの流れを踏まえ，連携中枢都市宣言の実施，連携協約の締結，（仮称）盛岡広域都市圏ビジョン（以下「都市圏ビジョン」という。）の策定について，各市町の合意を得ながら順次進めていきたい。</p> <p>特に，都市圏ビジョンの策定に伴う取組内容の具体化については，昨年度，盛岡広域首長懇談会の下に設置されている8つの専門部会（人材育成，観光振興，国体，公共交通，企業誘致，消費生活，食・農推進，救急医療）におけるこれまでの取組内容や新たな取組の検討を通じ，盛岡広域首長懇談会において連携協約及び都市圏ビジョンの作成例をとりまとめたところである。この作成例に記載された取組を盛岡広域圏における取組として定着させ充実・強化を図るとともに，関連する新たな取組についてビジョン懇談会と連携して検討を行い，各市町が連携する取組の内容をより充実させることとす</p>

る。

また、会議開催のつど各市町の議会に対しても協議に関する情報を提供するほか、報道機関等を通じた住民に対する協議の経過の周知や、各分野からの幅広い意見集約に努める。さらに、都市圏ビジョンを策定した後は、その内容を記載したリーフレットを広域各市町の住民等に配布し、盛岡広域圏での一体的な取組が個々の市町の住民の暮らしやすさの向上に寄与するものであることについて、住民相互の意識の共有を図る。

【具体的取組】

- ・盛岡広域首長懇談会の開催（４回）
- ・同専門部会を中心とした取組の実施、拡充検討
- ・会議開催内容について、各市町の議会及び住民向けの周知（マスコミへのプレスリリース等）
- ・都市圏ビジョン周知用リーフレットの作成・配布（４０００部を作成し、広域各市町で主要施設への備付等により配布）

(イ) ビジョン懇談会における協議・懇談の実施

盛岡広域圏における都市圏ビジョンの策定に向け、広域圏における民間や地域の関係者を構成員とするビジョン懇談会を設置し、都市圏ビジョンの内容について協議・懇談を行う。

懇談会の構成員の選任にあたっては、取組を検討するうえで盛岡広域圏の各市町の現状を踏まえたより具体的な検討を行うため、各市町から盛岡広域圏全体での連携した取組が望ましいと考えられる政策分野に対して知見を有する者を１人ずつ推薦いただくこととする。

このほか、連携中枢都市圏において果たすべき三つの役割について専門的な見地から意見をいただくため、学識経験者をそれぞれの役割ごとに２～３人程度選任し、全体で１５人程度の規模の懇談会とする。

懇談会においては、連携中枢都市圏において果たすべき三つの役割に基づく取組について、昨年度作成した経済戦略及び後述する二つの調査を踏まえつつ、盛岡広域圏が持つ特色を活かし、かつ、極力広範囲の取組を規定できるよう、協議するものとする。

また、ビジョン懇談会と盛岡広域首長懇談会における検討は相互に連携するものとし、それぞれの検討の経過を共有しながら、意見等を相互の会議に反映させることとする。

なお、ビジョン懇談会も盛岡広域首長懇談会と同様、会議開催のつどその結果を周知し、幅広い分野からの意見集約に努めることとする。

【具体的取組】

- ・ビジョン懇談会の開催（4回）
- ・懇談会の開催内容について、各市町の議会及び住民向けの周知（マスコミへのプレスリリース等）

イ 都市圏ビジョンに盛り込む実施事業の充実・強化に向けた調査検討

(7) 再生可能エネルギー関連産業の成長に向けた実施事業の調査検討

昨年度策定した経済戦略においては、盛岡広域圏の社会経済動態の現状及び特徴と課題について分析がなされ、その結果を基に今後の広域圏の経済成長をけん引する戦略産業として農林業、食品関連産業、観光関連産業、IT関連産業、再生可能エネルギー関連産業の5つが示され、併せて具体的な取組の方向性と方策が示されたところである。

今年度は、この内容に基づき具体的実施事業について広域市町で協議していくこととなるが、5つの戦略産業のうち再生可能エネルギー関連産業については、他の分野と異なりこれまで盛岡広域圏としては重点的に取り組んできてはならず、今回の経済戦略によって初めて広域圏の主要産業となる可能性が示された分野である。このことから、再生可能エネルギー関連産業を実際に広域圏の主要産業として成長させていくための取組について、現状分析や課題の抽出等の調査検討を行おうとするものである。

【具体的取組】

- ・圏域内のエネルギー需給の現状（再生可能エネルギー発電量及び供給量、エネルギー需要量、将来予測等）
- ・エネルギー地産地消に向けた事業スキームの検討（事業手法、事業規模、実現に向けた課題等）

(4) 都市機能の集積状況等に関する調査

連携協約における三つの分野のうち「ア 圏域全体の経済成長のけん引」については、昨年度、経済戦略を策定し取組の候補を抽出したところであり、上記イ(7)の取組と併せてビジョン懇談会における検討の中で取組内容を具体化していくことを想定している。

一方、「イ 高次の都市機能の集積・強化」と「ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上」については、盛岡広域首長懇談会の下に設置されている8つの専門部会における事業実施や新規事業の検討を軸に、これまで連携の取組を進めてきた経緯があるが、これらの専門部会が所管していないテーマについても取組の具体化を進めることが本年度の課題となっている。

高次の都市機能の集積・強化と圏域全体の生活関連機能サービスの向上に

向けた取組においては、地域公共交通や生活関連機能サービスを提供している各種施設など、盛岡広域圏における都市機能の現状を把握することが必要となる。特に、本圏域は岩手県全体のおよそ4分の1に及ぶ広大な面積を持ち、その中に各種の公共施設や産業施設等が立地していることから、市町の枠を越えた盛岡広域圏という視点からこれらの連携を考える上では、それぞれの都市機能がどこに立地しているかという点だけでなく、公共交通や道路の整備状況を加味した時間的距離をもとに都市機能の現状を明らかにすることで、実際に盛岡広域圏全体としてどの都市機能をどの程度利用することが可能であるか、実態に基づいた議論を行うことができ、現状を踏まえたより実効性の高い取組につなげることが可能となる。

このことから、盛岡広域圏における都市機能の集積状況について地理情報システム（GIS）を用いた調査を行い、上述の視点から現状を分析するとともに都市圏ビジョンの検討へ反映させるものとする。

なお、本調査は都市圏ビジョン策定に向けた基礎データ収集を目的とした調査と位置づけるものであるが、盛岡広域圏の都市機能の集積状況等については都市圏ビジョンの策定に先立ち盛岡市が定める連携中枢都市宣言書にも記載することとなることから、宣言書の内容と調査の整合を図る。

【具体的取組】

- ・人口の現状及び将来予測を踏まえた都市機能（大規模公共施設等）の需要に関する分析
- ・交通機関の整備状況を踏まえた都市機能の利便性に関する分析
- ・上記の分析を踏まえた盛岡広域圏における都市機能のより効果的な活用方法についての検討

(2) 連携事業の新規性

【新規性】

盛岡広域圏では従来から広域連携の取組を進めており、平成20年度からは盛岡広域圏首長懇談会を設立するなど連携組織の体系化に努めてきた。盛岡広域圏の一体的な発展を目指しつつ、取組の重要性が高いと見込まれる個別の行政課題ごとに専門部会を設けるなどして連携の在り方を検討してきたが、経済成長のけん引をはじめ、高度な都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上という広範囲に渡る取組を一体的に検討する機会はこれまでになかったものである。

主に都市圏ビジョンにおいて示されることとなる盛岡広域圏の将来像とそれを具体化するための取組は、これまで実施されてきた個々の市町における取組、あるいは盛岡広域圏首長懇談会専門部会における個々の広域連携の取組に加え、盛岡広域圏が潜在的に有していた発展の原動力をかたちにし、圏域の社会経済の活力を維持し北東北の拠点として更なる発展に資するものである。

また、今回のモデル事業では都市圏ビジョンに盛り込む実施事業を充実・強化するための調査検討を実施することとしているが、広域圏の都市機能について、地理的な要因のみならず交通機関の状況を加味した時間的な要因も考慮し、その現状を可視化する機会は盛岡広域圏として初の試みであり、広域圏でのより効果的な都市機能の活用に向けた新たな取組に道を開くものとなる。また、戦略産業の一つとして示された再生可能エネルギーの活用については、これまで広域圏としては取組が進んでこなかった分野であり、具体的な取組を検討する初の機会となる。

【全国展開の可能性】

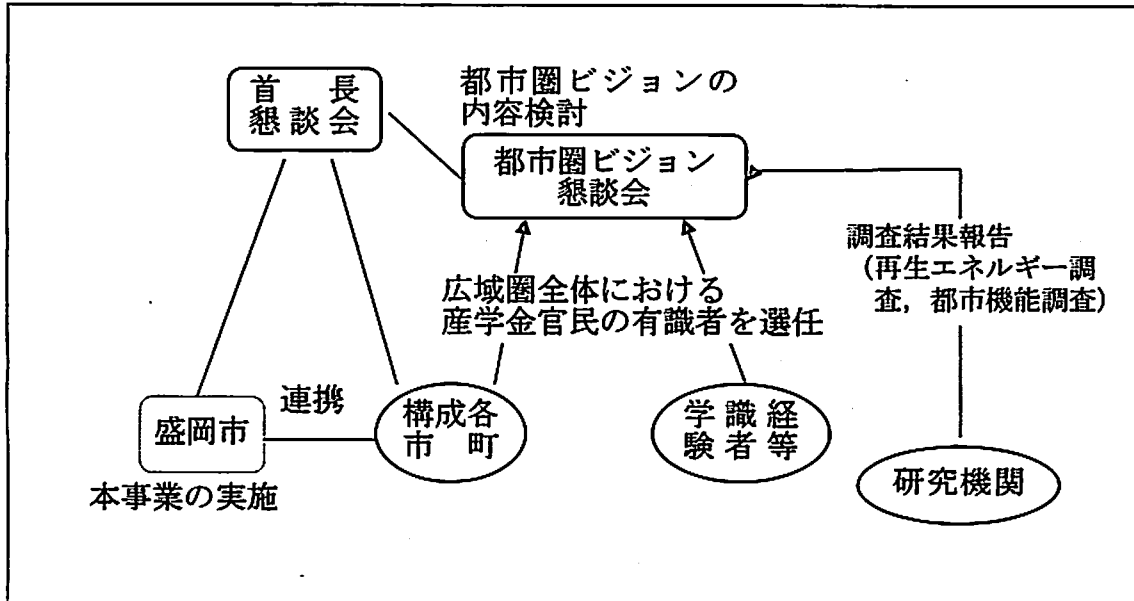
都市圏ビジョンの策定に向けた具体的な事業の検討は、今後、連携中枢都市圏形成を目指す他の圏域においても実施されるものであり、他の圏域において同様の検討を実施する際の参考となるものである。

また、大規模公共施設等、都市機能の効果的な活用は盛岡広域圏のみならず全国的に課題とされているところであるが、都市機能の集積状況等に関する調査は地理情報システム(GIS)を利用することから他の地域においても実施が可能と見込まれ、分析の視点や手法、本調査から抽出された成果や課題は他の圏域で同様の取組を実施する際の参考となるものである。再生可能エネルギー関連産業の成長に向けた調査検討についても、東日本大震災以降、全国的にその活用が注目されている分野であり、本調査におけるスキームは全国展開が可能なものである。

※ 当該事業が従来行われていない取組であり、新たな広域連携としての新規性が高く、先駆的な事業であるか(特に連携中枢都市を核とする圏域における取組については、圏域全体の経済成長をけん引する先駆的な事業であるか)。

また、新たな広域連携の全国展開に向け、他の地域でも実施することが可能な手法で、同様の高い効果が見込まれるような事業であるかについて説明すること。

(3) 関係者との連携体制の構築状況



※ 新たな広域連携に向けた、関係地方公共団体との連携体制の構築状況について、記載すること。

なお、連携中枢都市を核とする圏域における取組については、圏域内外の産学金官民の関係者（近隣市町村・地元企業など）との連携予定についても、記載すること。

※ 連携協約等に規定予定の取組を試行的に一部実施する場合には、事業を遂行するための人員体制、実施場所、各主体の役割等について、フローチャートなどの図を用いて、あわせて記載すること。

2. 権限移譲

(該当なし)

※ 提案する取組を進めるに当たって権限移譲についても検討を行う場合には、その内容を記載すること。

平成 27 年 5 月 8 日

総務省自治行政局市町村課長 殿

滝沢市長 柳 村 典 秀 印

新たな広域連携促進事業の募集に係る提案書の提出について

新たな広域連携促進事業の募集に係る提案について、別添のとおり提出します。

1 今回提案する事業について

(1) 事業の目的及び内容について

目的	<p>本市における公共交通（鉄道、バス）のほとんどは、連携中枢都市である県都・盛岡市の中心部へと向いている。また、本市は3つの大学を有する学園都市であり、盛岡市からの通勤、通学者も多い。加えて、全国的にも珍しいソフトウェア情報学部を持つ岩手県立大学があり、近接するIPUイノベーションセンターへのICT産業関連企業の集積が進んでいる今日、自家用車による通勤・通学が増え、公共交通の利用形態にも変化が生じている。</p> <p>よって、盛岡市と滝沢市を行き来する通勤・通学などにおける公共交通に係る実態調査を行い、その結果を分析することにより、両市の役割分担を踏まえながら、持続可能な広域のまちづくりの実現に向けた新たな公共交通政策の促進を図るものである。</p>
事業内容	<p>滝沢市公共交通実態調査（コンサルタントへの委託業務）</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 滝沢市民へのアンケート調査（通勤、通学、通院、買い物等の「おでかけ」に係る利用交通の実態調査）・ 盛岡市及び滝沢市への通勤、通学者等における聞き取りアンケート調査・ 盛岡市及び滝沢市へのバス、鉄道利用者における聞き取りアンケート調査・ 調査結果の集計及び分析

(2) 連携事業の新規性

<p>従来、多様な年代が利用する公共交通については、各々の市町村が主体となって政策展開を行っており、市町村間を連携する公共交通については、局所的に調整、話し合いは行われてきたものの、連携中枢都市を中心とした役割分担という視点に立ち、更には研究学園都市などの圏益を意識した総合的な公共交通政策の連携には至っていない。</p> <p>特に、単にベッドタウンとして中心市（盛岡市）へ通勤・通学などをする近隣市の市民（滝沢市民）の利便性を中心に検討されてきた過去の公共交通政策から、一部、中心市と連携しながら、近隣市としての役割（研究学園都市・ICT産業の集積）に応じた人の流れに資する公共交通政策を検討するための調査事業は、従来の公共交通調査と視点が異なり新規性があり必要なものである。</p>
--

※ 当該事業が従来行われていない取組であり、新たな広域連携としての新規性が高く、先駆的な事業であるか（特に連携中枢都市を核とする圏域における取組については、圏域全体の経済成長をけん引する先駆的な事業であるか）。

また、新たな広域連携の全国展開に向け、他の地域でも実施することが可能な手法で、同様の高い効果が見込まれるような事業であるかについて説明すること。

(3) 関係者との連携体制の構築状況

- ・盛岡広域首長懇談会
- ・盛岡広域都市圏8市町が対象となる平成26年度「盛岡広域圏経済戦略」の委員に滝沢市IPUイノベーションセンター（ICT関連企業への貸事務所）入居企業から参画。
- ・（仮称）盛岡広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会委員へ滝沢市から1名を推薦。

※ 新たな広域連携に向けた、関係地方公共団体との連携体制の構築状況について、記載すること。

なお、連携中枢都市を核とする圏域における取組については、圏域内外の産学金官民の関係者（近隣市町村・地元企業など）との連携予定についても、記載すること。

※ 連携協約等に規定予定の取組を試行的に一部実施する場合には、事業を遂行するための人員体制、実施場所、各主体の役割等について、フローチャートなどの図を用いて、あわせて記載すること。

2 権限移譲

無し

※ 提案する取組を進めるに当たって権限移譲についても検討を行う場合には、その内容を記載すること。

新たな広域連携促進事業 募集要領

平成 27 年 4 月 10 日
総務省自治行政局市町村課

1. 趣旨

人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において取組を進めることとされた「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進を図ることを目的として、国の委託事業として調査を実施する。

2. 募集する事業

(1) 連携中枢都市圏形成に向けた取組

①連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組

ア 内容 連携中枢都市圏の形成を目指して、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日（総行市第 200 号）制定、平成 27 年 1 月 28 日（総行市第 4 号）一部改正。以下「推進要綱」という。）第 5（2）④ア～ウのうち全部、又は、一部について関係市町村と調査・検討を行う。

イ 応募団体 推進要綱第 3 に定める要件を満たす市。

なお、同要綱第 3 ①の要件に関しては、応募時点において中核市となっていない市を含む。但し、将来的には中核市へ移行することを考えていることを前提とする。

また、応募時点において、関係市町村との間で、連携中枢都市圏を形成することについて事前の調整が行われていなくても可とする（関係市町村としては、推進要綱第 4（2）⑤に記載する通勤通学割合が 0.1 以上であるか否かは問わない）。

ウ 委託金額 原則として 1,500 万円を上限とする。

②既に連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市等における取組

ア 内容 連携中枢都市圏としての既存の取組を前提に、よりレベルの高いサービスの提供を行うための調査・検討を行う。

イ 応募団体 平成 26 年度中に連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、都市圏ビジョンを作成した地方公共団体、又は、今後速やかに（平成 27 年度中）連携協約を締結し、都市圏ビジョンを作成する見込みのある地方公共団体で、推進要綱第 3 に定める要件を満たす連携中枢都市。

ウ 委託金額 原則として 1,500 万円を上限とする。

③連携中枢都市の近隣市町村における取組

ア 内容 連携中枢都市圏において、近隣市町村が積極的な役割を果たすために必要な機能や具体的取組の検討を行う。

(例)・圏域全体としての地域包括ケアシステムの構築

- ・圏域全体の観光資源を活用したプロモーション等の実施
- ・各市町をまたぐ路線バス又はコミュニティバス路線を構築

イ 応募団体 既に連携中枢都市圏の連携市町村となっている市町村、又は、今後、連携中枢都市になり得る市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することにより、連携市町村としての取組を実施することを検討している市町村（推進要綱第4（2）⑤に記載する通勤通学割合が0.1以上であるか否かは問わない）。

ウ 委託金額 原則として1,500万円を上限とする。

(2) 都道府県と市区町村との連携に向けた取組

ア 内容 市区町村間の広域連携では解決が難しい課題に関して、都道府県と市区町村が連携して取り組むための検討を行う。

なお、連携中枢都市又は定住自立圏の中心市から相当距離がある市区町村を主に想定しているが、それ以外の市区町村も可能とする。

(例)・高齢者福祉、障害者福祉、消費生活相談など高い専門性を要する業務の補完

- ・道路、橋りょう、河川の維持管理など地域インフラの維持管理の支援
- ・産業振興、集落維持など企画部門の立案支援

イ 応募団体 連携協約の締結や事務の代替執行を活用することも視野に入れて、市町村と連携することを検討する意思を有する都道府県（「平成26年度新たな広域連携モデル構築事業」実施団体も含む）。

ウ 委託金額 原則として1,250万円を上限とする。

(3) 三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組

ア 内容 公共施設の広域的な適正配置や介護保険施設の共同利用を通じた広域的な老人福祉サービスの提供等、近隣の市区町村との役割分担を通じて行政サービスを提供することを検討する。

イ 応募団体 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）の区域内に所在する市区町村（推進要綱第2に記載する、その区域内の指定都市又は特別区に対する通勤通学割合が0.1未満の市町村を除く）。

ウ 委託金額 原則として1,250万円を上限とする。

3. 委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、関係者により協議を行うための会議等の運営経費、調査経費など連携に向けた準備に要するソフト経費を中心とする。

加えて、連携協約（本募集要領2（2）及び（3）については、連携協約に限らず、事務の代替執行その他の事務の共同処理の仕組み等の幅広い連携手法）に規定予定の取組を試行的に一部実施するために要する経費も対象とする。

なお、別紙「委託対象経費の範囲」に掲げる費目に限る。

また、委託事業の主目的は、連携に向けた検討・準備であり、調査報告書の作成や連携

協約案の作成ではないことに留意すること（そのため、調査報告書の作成費は少額で可）。

また、地方公共団体の職員の人件費、耐久消費財等の取得費、施設整備費、提案団体の通常の運営経費、提案のあった取組の実施に直接に必要な経費以外の経費、委託期間の間に実施されない取組に係る経費、国等から補助金の交付等による支援等を受けている取組に係る経費は対象とならない。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではなく、また、事業の実施に係る経費は、事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いする。

4. 実施期間

本事業で実施する取組は、委託契約の日から平成28年2月29日（月）までに実施可能なものとする。

5. 実施体制

提案に基づく事業の受託者は、委託契約の全部又は事業内容の決定、事業運営方針の決定、進行管理等、本事業の根幹に係る業務を一括して委託し、又は、請け負わせてはならないこととする。

ただし、委託し、又は、請け負わせることが合理的と認められる業務については事業の一部を委託し、又は、請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該主体の名称等（住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）について事前に総務省に通知し、再委託の承認を受けることとし、また、当該主体の選定に用いた仕様書を併せて総務省に提出することとする。

また、次の場合は承認を受けることを要しない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる再委託で契約金額の5分の1を超えない場合
 - ・ 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - ・ 調査報告書等の外注印刷等の類
 - ・ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - ・ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

総務省の承認に際しては、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査する。

なお、あらかじめ再委託することを明示し、その実施体制、役割分担を届け出ている場合は、その範囲内で報告により再委託を行うことができる。

6. 選定方法

総務省自治行政局市町村課において評価を行った上で選定する。

7. 選定基準

次に掲げる評価項目を基に、総合的に評価を行った上で選定する。

なお、本募集要領2（1）①及び③については、推進要綱第3①において、連携中枢都

市が指定都市又は中核市であることを要件としていることから、評価に当たっては、圏域内の連携中枢都市となりうる市が現に指定都市又は中核市であることを、一定程度配慮することとする。

【連携事業の新規性】

- ・ 当該地方公共団体において、従来行われていない新規性の高い連携事業であるか（特に連携中枢都市については、圏域全体の経済成長のけん引に資する新規の事業であるか）。

【関係者との連携体制の構築状況】

- ・ 他の地方公共団体との間で、連携のあり方の全般について検討する体制、又は、具体的な事業を連携して実施する体制の構築に向けた調整が進んでいるか。
- ・ 連携中枢都市圏の形成をめざす圏域における取組（本募集要領2（1）①及び②）については、連携を要する産学金官民の関係者を特定できているか。

8. 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又は、ヒアリング等を実施することがある。

また、委託先候補の決定後、必要に応じて契約締結時までに総務省と委託先候補との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

9. 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

また、提案する取組を進めるにあたって検討すべき権限移譲で、地方分権改革の「提案募集方式」に則り、移譲の提案を予定しているものがあれば、下記の①様式1の所定の欄に、内容を記載すること（例えば、連携中枢都市圏として国や都道府県の権限の移譲を求める場合や、都道府県が市区町村と連携した取組を行う場合に国の権限の移譲を求める場合）。

- ①様式1（Word形式）：提案書
- ②様式2（Excel形式）：事業実施計画工程表
- ③様式3（Excel形式）：概算見積額の内訳
- ④様式4（PowerPoint形式）：事業概要図
- ⑤補足資料（様式自由）：提案を補足する資料があれば、添付することができる。

10. 募集期間・提出方法

（募集期間）

募集開始の日から平成27年5月11日（月）12時までの間に提出すること。

（提出方法）

提案書類については、原則として電子ファイルをメールにて提出すること（メールアドレスは13を参照）。補足資料など電子媒体での提出が困難なものについては、別途総務省自治行政局市町村課に郵送することも可能（住所は13を参照）。

また、締切日までに於いて提案事業の根幹にかかわる変更があった場合は、直ちに下記の

問い合わせ先に連絡をするとともに、変更後の提案書類を提出すること。

11. 応募後の手続とスケジュール

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

①ヒアリングの実施（募集期間終了後～5月中）

募集期間終了後に、提案内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じて電話等によりヒアリングを実施することがある。

②選定・公表（5月中）

提案事業について、6. 選定方法及び7. 選定基準のとおり選定し、公表する。

③契約締結（6月以降）

選定された提案の応募者（委託先候補）との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

④報告等（平成28年2月29日（月）まで）

具体的には「12. 納入成果物」を参照のこと。また、必要に応じて中間報告等を求めることとし、その場合は別途様式を示すものとする。

12. 納入成果物

（1）調査報告書等

本調査の成果物を以下のとおり作成することとする。

①報告書及び概要版 各1部

報告書については、連携して取り組むべき内容、連携する市区町村等との協議の概要、今後の取組の方針のほか、収支報告を含むこととする。

②上記①の報告書等を電子化したもの（CD-ROM等） 1枚

③作業上作成した資料 1部

④上記③の資料を電子化したもの（CD-ROM等） 1枚

（2）納入先

総務省自治行政局市町村課

（3）納入期限

平成28年2月29日（月）

13. 問い合わせ・提出先

総務省自治行政局市町村課

担当：中野、井手

住所：〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2

TEL：03-5253-5516（直通）

E-mail：s.ide@soumu.go.jp

委託対象経費の範囲

項目	説明	具体例
システム関係経費	委託事業で用いるシステムの調達に係る経費	・委託事業の遂行に直接必要なシステム・ソフトウェアの企画、設計、開発に係る外注請負費
リース・レンタル料	委託事業の遂行に必要な機械装置、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費	・計測機器 ・車両借上
設置工事費	機械装置等の設置に係る労務費等に要する経費	
保守費	機械装置等の保守(機能の維持管理等)を必要とする場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費	
会議費	委託事業の遂行に必要な情報、意見等の交換、検討のための会議の開催に要する経費	・委員等謝金 ・委員等旅費 ・会議室借上費 ・雑費(会議の茶菓、弁当等(アルコール類は除く。)に係る経費) ・資料作成費(会議の資料作成に係る印刷・製本費等の経費)
消耗品費	委託事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費 ※消耗品とは、取得価格が10万円未満(消費税込)または使用可能期間(耐用年数)が1年未満のものをいう。	・事務用品(委託事業にのみ特化して使用するもの)
通信運搬費	委託事業に直接要する通信回線の月々の使用料および資料等の郵便発送等	・回線費 ・切手代、郵送料
調査費	委託事業に係る調査・検討に要する経費	・報償費 ・燃料費、調査旅費 ・アンケート調査費
報告書等作成費	成果報告書の印刷・製本に要する経費等	・契約に基づいて総務省に提出する、成果報告書等の作成のための経費
ソフトウェア使用料	委託事業に必要なソフトウェアに係る月々の使用料等	・委託事業の遂行に直接必要なソフトウェアに関しライセンス契約を締結して限定使用する使用料
その他経費	以上の各経費のほか、委託事業を実施するために特に必要と認められる経費	